

令和 5 年度

米原市財政健全化および
経営健全化審査意見書

米 監 委 第 3 2 号

令和 6 年(2024 年) 8 月 9 日

米 原 市 長 平 尾 道 雄 様

米原市監査委員 古 澤 宏 之

米原市監査委員 中 川 松 雄

令和 5 年度 米原市財政健全化および経営健全化審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項および第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 5 年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率および資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

- 目 次 -

○令和５年度 米原市財政健全化審査意見書

第１ 審査の対象	・・・・・・・・・・・・・・・・	110
第２ 審査の期間	・・・・・・・・・・・・・・・・	110
第３ 審査の手続	・・・・・・・・・・・・・・・・	110
第４ 審査の結果	・・・・・・・・・・・・・・・・	110
第５ 健全化判断比率について	・・・・・・・・・・・・・・・・	111
１ 健全化判断比率等の対象会計	・・・・・・・・・・・・・・・・	111
２ 実質赤字比率について	・・・・・・・・・・・・・・・・	112
３ 連結実質赤字比率について	・・・・・・・・・・・・・・・・	112
４ 実質公債費比率について	・・・・・・・・・・・・・・・・	114
５ 将来負担比率について	・・・・・・・・・・・・・・・・	116

○令和５年度 米原市経営健全化審査意見書

第１ 審査の対象	・・・・・・・・・・・・・・・・	117
第２ 審査の期間	・・・・・・・・・・・・・・・・	117
第３ 審査の手続	・・・・・・・・・・・・・・・・	117
第４ 審査の結果	・・・・・・・・・・・・・・・・	117
第５ 資金不足比率について	・・・・・・・・・・・・・・・・	118

○むすび	・・・・・・・・・・・・・・・・	119
------	------------------	-----

注記 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「 - 」…… 皆無または該当数値なし
「 0 」…… 該当数値はあるが、単位未満のもの

令和 5 年度 米原市財政健全化審査意見書

第 1 審査の対象

- 1 審査に付された令和 5 年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）
- 2 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和 6 年 6 月 3 日（月）から令和 6 年 8 月 9 日（金）まで

第 3 審査の手続

この健全化判断比率審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「財政健全化法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、米原市長から提出された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等の趣旨に沿って適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は、法令の規定に従って適正に算定されていた。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率の状況

（単位：％）

健全化判断比率	令和 5 年度比率	早期健全化基準	財政再生基準
ア 実質赤字比率	—	12.92	20.00
イ 連結実質赤字比率	—	17.92	30.00
ウ 実質公債費比率	4.8	25.00	35.00
エ 将来負担比率	—	350.0	

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが一定基準以上になった場合、財政健全化計画または財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。令和 5 年度における本市の健全化判断比率については、全ての財政指標において早期健全化基準未滿であった。

ア 実質赤字比率は、実質赤字が発生しなかったため算定されなかった。

イ 連結実質赤字比率は、連結実質赤字が発生しなかったため算定されなかった。

ウ 実質公債費比率は 4.8％で、早期健全化基準の 25.00％を下回った。

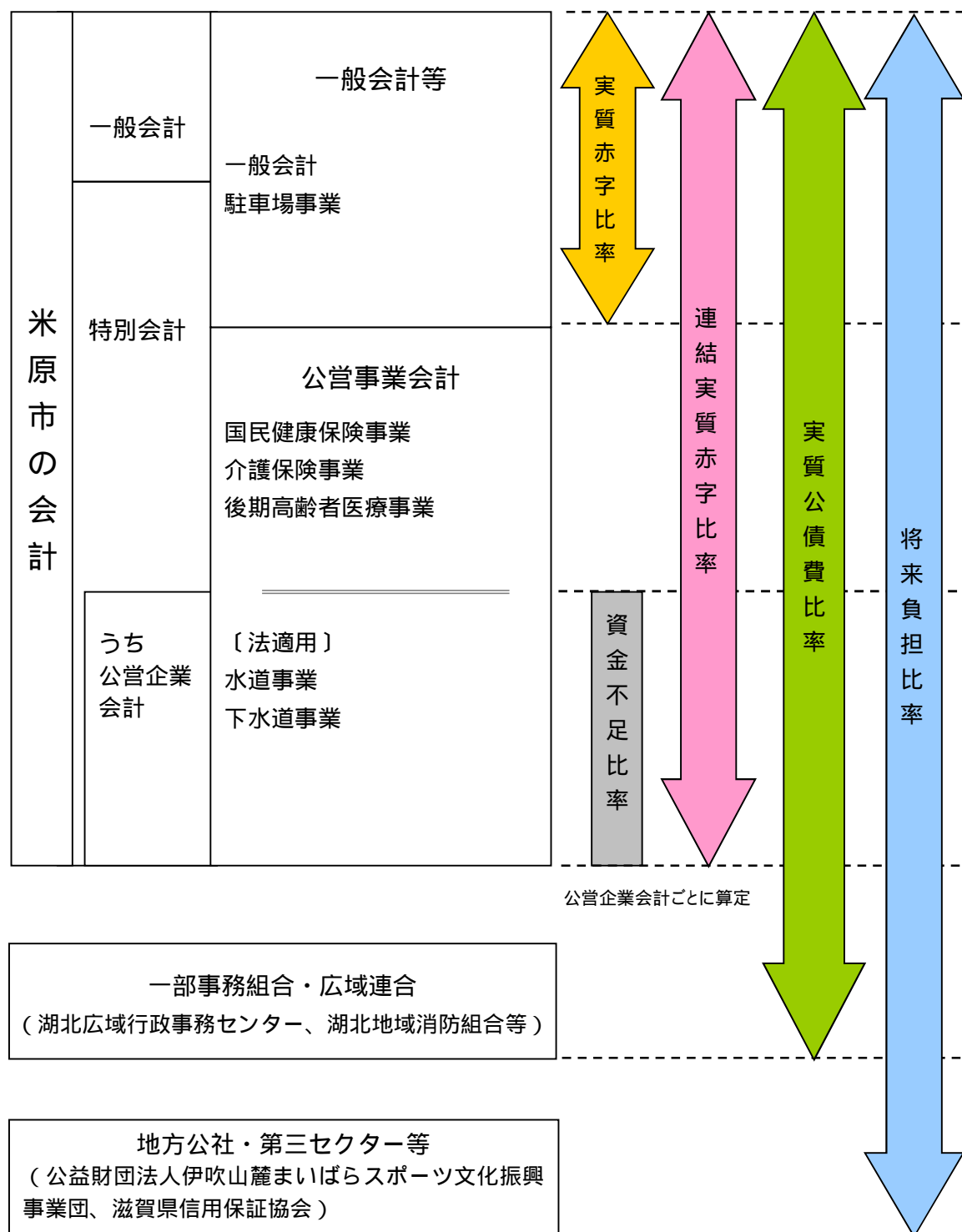
エ 将来負担比率は、将来負担額が充当可能財源等を下回るため算定されなかった。

早期健全化基準とは、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値。この基準を超えると、地方公共団体は財政健全化計画の策定など、自主的な改善努力による財政健全化を図ることとなる。

財政再生基準とは、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の再生を図るべき基準として、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値。この基準を超えると、地方公共団体は財政再生計画の策定など国等の関与による確実な再生を図ることとなる。

第5 健全化判断比率について

1 健全化判断比率等の対象会計



2 実質赤字比率について

(1) 算定方法

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもので、次により算定される。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

○一般会計等の実質赤字額

一般会計および特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

○標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算したものをいう。なお、健全化判断比率の算定上は、臨時財政対策債発行可能額を含めることとされている。

(2) 算定結果

(単位：千円)

$$\begin{aligned} \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} &= \frac{0}{13,293,332} \times 100 \\ &= \text{—} \% (6.25\%) \end{aligned}$$

3 連結実質赤字比率について

(1) 算定方法

すべての会計の赤字や黒字を合算して赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての財政運営の悪化の度合いを示すもので、次により算定される。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

○連結実質赤字額

次の と の合計額が と の合計額を超える場合の当該超える額

一般会計および公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

一般会計および公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(2) 算定結果

ア 連結実質赤字額

(単位：千円)

$$\begin{array}{rcl} \boxed{0} & + & \boxed{0} = \boxed{0} \\ \boxed{963,994} & + & \boxed{893,551} = \boxed{1,857,545} \end{array}$$

イ 連結実質赤字比率

(単位：千円)

$$\begin{array}{l} \text{連結実質赤字額} \quad \text{と の合計額が と の合計額を超える場合の当該超える額} \quad \boxed{0} \\ \hline \text{標準財政規模} \quad \boxed{13,293,332} \times 100 \\ \hline = \quad \boxed{\text{—}} \% \quad (\quad 13.97\% \quad) \end{array}$$

(単位：千円・%)

会 計 区 分		実質収支額	(2)算定結果の 該当項目
一般会計 等	一般会計	830,780	
	一般会計等に属する特別会計：駐車場事業特別会計	1,112	
小 計 (A)		831,892	
標準財政規模		13,293,332	
実質赤字比率		6.25	

会 計 区 分		実質収支額	(2)算定結果の 該当項目
一般会計等以外の特別会 計のうち、公営企業に係 る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	16,477	
	介護保険事業特別会計	105,728	
	後期高齢者医療事業特別会計	9,897	
小 計 (B)		132,102	

会 計 区 分			資 金 剰 余 額	(2)算定結果の 該当項目
公営企業 会計	法適用	水道事業会計	833,385	
		下水道事業会計	60,166	
小 計 (C)			893,551	

合計 (A+B+C)		1,857,545	
標準財政規模		13,293,332	
連結実質赤字比率		13.97	

実質収支または連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」、「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

4 実質公債費比率について

(1) 算定方法

借入金（地方債）の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもので、次により算定される。

$$\text{実質公債費比率（3か年平均）} = \frac{\begin{array}{l} \text{（地方債の元利償還金 + 準元利償還金）} \\ - \text{（特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）} \end{array}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

元利償還金は繰上償還を控除したもの

○ 準元利償還金：次の から までの合計額

満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

一時借入金の利子

(2) 算定結果

令和3年度

$$\begin{array}{l} \text{（地方債の元利償還金 } 2,038,699 \text{ + 準元利償還金 } 1,206,716 \text{）} \\ - \text{（特定財源 } 93,038 \text{ + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 } 2,622,355 \text{）} \\ \hline \text{標準財政規模 } 13,369,240 - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 } 2,622,355 \\ \hline = 4.93187 \% \end{array} \times 100$$

令和4年度

$$\begin{array}{l} \text{（地方債の元利償還金 } 2,072,477 \text{ + 準元利償還金 } 1,175,614 \text{）} \\ - \text{（特定財源 } 76,395 \text{ + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 } 2,631,258 \text{）} \\ \hline \text{標準財政規模 } 13,112,427 - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 } 2,631,258 \\ \hline = 5.15628 \% \end{array} \times 100$$

令和5年度

$$\begin{array}{l} \text{（地方債の元利償還金 } 2,083,758 \text{ + 準元利償還金 } 1,107,624 \text{）} \\ - \text{（特定財源 } 78,478 \text{ + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 } 2,647,228 \text{）} \\ \hline \text{標準財政規模 } 13,293,332 - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 } 2,647,228 \\ \hline = 4.37414 \% \end{array} \times 100$$

○ 令和 5 年度の実質公債費比率

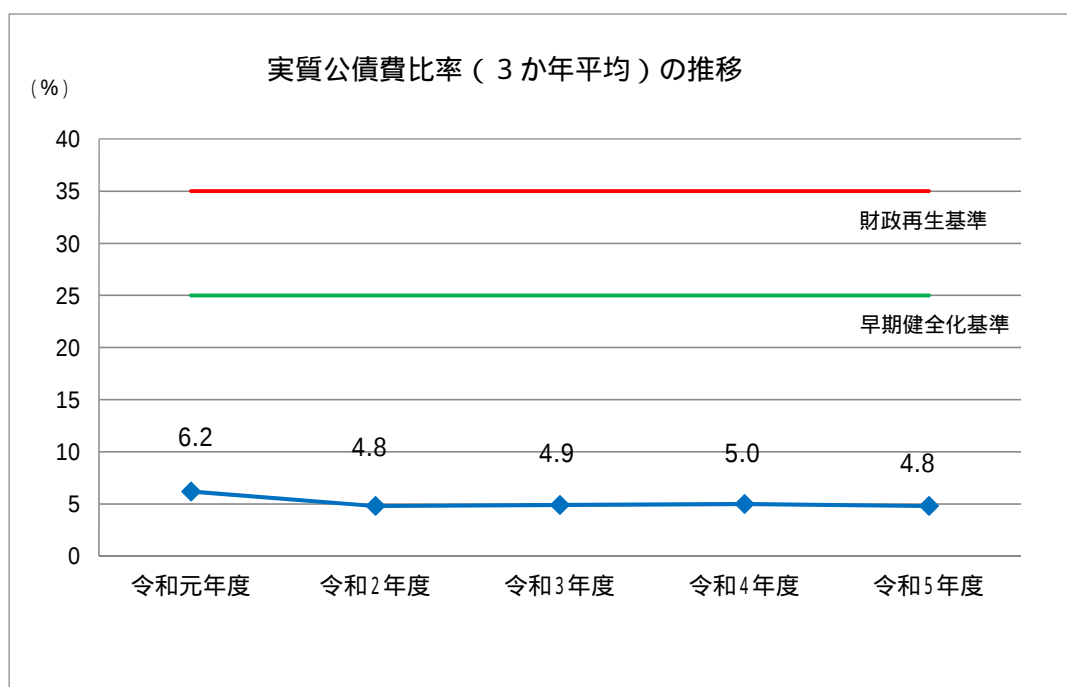
(単位：％)

	単年度比率			3 か年平均
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
実質公債費比率	4.9	5.2	4.4	4.8

単年度比率は表示単位未満四捨五入、3 か年平均は小数点第 2 位以下切捨て

令和 5 年度においては、単年度比率は 0.8 ポイント低下し、3 か年平均は 0.2 ポイント低下した。

○ 過去 5 年の実質公債費比率（3 か年平均）の推移



5 将来負担比率について

(1) 算定方法

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもので、次により算定される。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

○ 将来負担額：次の から までの合計額

一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)

一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

地方公共団体が設立した一定の法人(設立法人)の負債の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額

設立法人以外の者のために負担している債務の額および当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

連結実質赤字額

組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額

○ 充当可能基金額

上記 から までの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

(2) 算定結果

(単位：千円)

$$\begin{aligned} & \text{将来負担額} \quad 39,362,696 - (\text{充当可能基金額} \quad 15,433,120 + \text{特定財源見込額} \quad 770,303 \\ & \quad + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \quad 28,913,960) \\ & \quad \times 100 \\ & \text{標準財政規模} \quad 13,293,332 - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \quad 2,647,228 \\ & = \quad \text{—} \quad \% \quad (\quad 54.0\% \quad) \end{aligned}$$

令和５年度 米原市経営健全化審査意見書

第１ 審査の対象

令和５年度 米原市水道事業会計

令和５年度 米原市下水道事業会計

上記各会計決算について、審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

第２ 審査の期間

令和６年６月３日（月）から令和６年８月９日（金）まで

第３ 審査の手続

この資金不足比率審査は、財政健全化法第２２条第１項の規定に基づき、米原市長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等の趣旨に沿って適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第４ 審査の結果

審査に付された資金不足比率は、法令の規定に従って適正に算定されていた。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

各会計の資金不足比率の状況

(単位: %)

会 計 名	令和５年度	経営健全化基準
米原市水道事業会計	—	20.0
米原市下水道事業会計	—	

地方公共団体は、公営企業において資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

資金不足比率は公営企業ごとの資金不足額の事業規模等に対する比率で、令和５年度においては、本市の全ての会計において資金不足が発生しなかったため、資金不足比率は算出されなかった。

資金不足額が算定されない場合は、資金不足比率は「 - 」となる。

経営健全化基準とは、地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値。この基準を超えると、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標とした経営健全化計画を定めなければならない。

第5 資金不足比率について

(1) 資金不足比率の対象会計

公営企業会計(法適用)・・・地方公営企業法第2条の事業

ア 米原市水道事業会計

イ 米原市下水道事業会計

(2) 算定方法

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもので、次により算定される。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

○ 資金の不足額

法適用企業

= 流動負債（控除企業債等を除いた額）

+ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高

- 流動資産 - 解消可能資金不足額

○ 事業の規模

法適用企業

= 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(3) 算定結果

ア 米原市水道事業会計

(単位：千円)

$$\begin{aligned} \text{資金の不足額} &= \text{流動負債 } 1,294,314 + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした} \\ &\quad \text{地方債現在高 } 0 - \text{流動資産 } 2,127,699 - \text{解消可能資金不足額 } 0 \\ \text{事業の規模} &= \text{営業収益の額 } 562,492 - \text{受託工事収益の額 } 8,128 \\ &= \text{—} \% \quad (150.33\%) \end{aligned}$$

イ 米原市下水道事業会計

(単位：千円)

$$\begin{aligned} \text{資金の不足額} &= \text{流動負債 } 402,321 + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした} \\ &\quad \text{地方債現在高 } 0 - \text{流動資産 } 462,487 - \text{解消可能資金不足額 } 0 \\ \text{事業の規模} &= \text{営業収益の額 } 706,727 - \text{受託工事収益の額 } 0 \\ &= \text{—} \% \quad (8.51\%) \end{aligned}$$

むすび

令和5年度の健全化判断比率について、実質赤字比率および連結実質赤字比率は、各会計において実質赤字および資金不足が生じていないため算定されない。また、将来負担比率も将来負担額を充当可能財源等が上回っているため算定されておらず、いずれの指標とも健全な範囲内であった。実質公債費比率(単年度)は、元利償還金が増加した一方で、公営企業会計の地方債償還に充当する繰入金の減少や、標準財政規模が増加したことなどの影響により、昨年度と比べ0.8ポイント低下した。また、実質公債費比率(3か年平均)についても、0.2ポイント低下している。これまで取り組まれた繰上償還等による公債費の抑制効果もあって早期健全化基準の25%を大きく下回っている状況であるが、今後は、本庁舎整備等に係る元利償還金の増加に伴い、実質公債費比率の上昇が見込まれるため、引き続き将来負担を考慮した行財政運営を行い、持続可能な財政基盤の構築に向け取り組まれない。

公営企業における資金不足比率については、各会計において資金不足額がないことから算定されず、それぞれ健全な範囲内であった。各会計においては、引き続き資金需要の的確な把握に努めるとともに、経営に係る計画等を着実に遂行し、健全で安定した経営基盤の構築に向け取り組まれない。